

<図書館資料展示>

宮沢俊義文庫「日本国憲法起草関連資料」

はじめに

日本国憲法の施行から今年でちょうど 70 周年となり、「日本国憲法」第 9 条の安全保障問題や憲法改正問題などが論議され、その成立事情等についても関心が持たれています。憲法学者として著名な故宮沢俊義教授は、東京大学法学部を退官後 1959 年から立教大学に奉職され、初代法学部長として法学部の創設に献身され、1970 年まで（1969 年定年退職、その後一年間は特別講師として憲法の講義担当）立教大学で研究・教育に専念されました。



新座保存書庫内の宮沢俊義文庫

没後、先生の蔵書は「宮沢俊義文庫」として立教大学に寄贈され、約 9,000 冊の旧蔵書は複本として学生にも利用され、図書と共に保管されてきた原稿・草案・メモ・ノートなどは、学外も含めた研究者に利用されてきました。それらの資料は、1988 年に図書館が刊行した『宮沢俊義文庫目録』に収録されています。

本年、宮沢俊義文庫内の日本国憲法起草関連資料について、NHK と朝日新聞社の取材があり、2017 年 5 月 3 日朝日新聞朝刊一面に、「憲法 GHQ 草案：昭和天皇発言メモ」として、憲法制定にいたる経緯に関わる記事が掲載されました。通常は、新座保存書庫に保管され目にするのできない資料ですので、憲法制定過程についてのタイムリーな宮沢俊義文庫の資料紹介として、新聞にも掲載された原資料やその他の資料を展示いたします。

立教大学図書館

<展示資料>

- (1) 『新憲法制定に関する松本烝治先生談話（1947）』
（ 宮沢俊義文庫 C-57「日本国憲法成立史」ファイル 32 収録）
- (2) 『マッカーサー草案（コピー）』
（ 宮沢俊義文庫 F-9 収録）
- (3) NHK の取材を受けた特別講義ノート「戦争終結と憲法」
（ 宮沢俊義文庫 C-61「ポツダム宣言と憲法」ファイル 16～22）
- (4) 宮沢俊義『憲法講義案』（1934 年～1941 年）
（法学部 神橋先生所蔵資料）

宮沢俊義と宮沢文庫について

法学部教授 原田一明

宮沢俊義は、戦後憲法学の礎を築いたわが国公法学界の第一人者です。美濃部達吉門下の俊秀として、東京帝国大学助教授となった1925（大正14）年～1959（昭和34）年までの34年間、東京（帝国）大学法学部で、大日本帝国憲法と日本国憲法の二つの憲法を講義しました。東京大学定年後は、立教大学法学部の創設に並々ならぬ力を注がれ、初代法学部長、その後は法学部の看板教授として、特別講師としての1年間を含めて、1970年までの11年間、立教大学で研究・教育に従事された、立教大学法学部の生みの親の一人です。

宮沢俊義は、第二次大戦後、日本国憲法の制定に深くかかわります。1945年10月に政府の憲法問題調査委員会（いわゆる松本委員会）の委員、1946年8月からは、貴族院の勅選議員として憲法審議に参画し、ご自身の考えである「八月革命説」に依拠して、日本国憲法の国民主権主義は、天皇主権主義の明治憲法を根本的に変革すると主張し、憲法は変わっても「国体」は変わらないとする政府の態度を批判するなどの発言をなされました。また、その活動は学界以外にも広げられ、1965年にはプロ野球コミッショナーにも就任されておられます。立教大学定年退職後には、勲一等瑞宝章を授与され、また文化功労者にも選任されましたが、1976（昭和51）年9月4日に、惜しまれつつ、77歳で亡くなりました。昨年（2016年）は、宮沢没後、40年の節目の年でした。

宮沢の葬儀では、立教大学法学部の元同僚で、当時立教大学総長であった尾形典夫が弔辞を読んでいます。その中でも「法学が『平和と秩序の学』として捉えなおされ、『平和と秩序への叡智』の探求を研究の基本姿勢とし、『リーガル・マインド』の養成をもって教育の基本態度とするという法学部の指導精神が打ち出されましたのは、まさに、先生の御主導によってであります。」（ジュリスト623号、1976年10月15日号100頁）と法学部の指導精神の確定にあって宮沢が果たした役割の大きさについて、敬意をこめて紹介されています。現在でも、法学部の履修要項には、「法学部教育のめざすもの」の第一に「平和と秩序への叡智」とありますが（2017年度法学部履修要項12頁）、これは、正に法学部創設時の宮沢の思いを現在もなお受け継いでいることの証であるといえましょう。

さて、宮沢俊義文庫は、宮沢俊義の死後、御遺族からご寄贈を受けた、和洋の旧蔵書類約9000冊のほか、宮沢手書きの草稿類や新聞記事の切りぬきなど、テーマごとに分類された貴重な戦前戦後の憲法関係資料から構成されています。とりわけ『宮沢俊義文庫目録』の最後に掲げられている、「抜刷等諸資料」の中には、宮沢の手書き草稿類が多数含まれています。それらは、A～Lまでの12項目に大分類され、抜き刷り類（A、B）、主題別に整理されたメモ・資料類（C、D）、国際学会資料・手紙類（E）、会議・委員会の資料（F）、新聞切抜（G、H、I）、ノート・原稿・メモ類（J、K、L）とに分けられ、そのそれぞれはさらにテーマごとに、ファイルに整理されて、例えば、C-57「日本国憲法成立史」、C-61「ポツダム宣言と憲法」、F-9「マッカーサー草案

(コピー)」というように、表題が付されて整理されております。

これらA～Lまでの諸資料は、もともと宮沢の自宅書斎にあったファイル類が原型となっています(『宮沢俊義文庫目録』まえがき 1 頁参照)。この点について、宮沢の後を追って東京大学法学部教授を務めた芦部信喜(1923-99)も、「まだ私が研究生生活に入って間もない頃、先生の書斎に新聞や雑誌の記事を問題ごとにファイルした資料がぎっしりと並べられてあったのを見て、感銘を受けたことがある」と証言しています(芦部『憲法叢説 1 憲法と憲法学』1994 年 285 頁)。したがって、これらのファイルの諸資料を渉猟することは、まさに「研究者宮沢俊義」の思考過程を追体験することにほかならないわけですし、新たな宮沢像発見のきっかけとなることが期待されています。その意味で、宮沢文庫の意義を十分に理解し、これをそのままの形で後世に残すべく、整理・保存に携わられた、当時の立教大学法学部・図書館の教職員の方々の見識に、深甚なる敬意を表したいと思います。

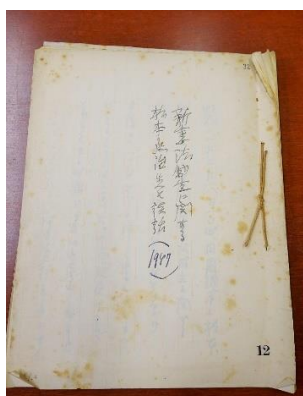
また、宮沢文庫に多数残されている新聞の切りぬきについて補足しておきますと、宮沢は、天皇機関説事件を扱った自著のはしがきのなかで、「事件の当時(筆者注 1935 年前後)、新聞の切りぬき整理は、わたしの研究室で研究助手的な仕事をしていただいていた佐伯彰子さんをお願いした。…いま三五年前の新聞の切りぬきに残された美しい筆跡を見て、ひとしお佐伯彰子さんに対する追憶と感謝の思いを新たにす次第である。」(『天皇機関説事件 上』(1970 年) 2 頁)と述べています。このような研究助手的な仕事をした人たちの手になる新聞の切抜や諸資料を筆写したものなども、宮沢文庫には、多数所蔵されていますが、これも宮沢文庫の特色の一つです。というのも、これらの新聞の切抜や資料の筆写に際しては、当然に、宮沢の指示なり、考え方が反映されているといえるからです。

このほかにも、宮沢文庫には、現在では入手が難しい宮沢自身が収集した論文や資料なども多数収蔵されていますが、その中でも重要なのは、やはり宮沢自身が戦前・戦後にものした草稿・メモ・ノート類ということになります。その一端が、今回展示した「談話筆記」や「講義ノート」です。その他にも、日本国憲法制定過程の資料としては、宮沢自身が参加したいわゆる松本委員会関連資料や戦後すぐの昭和 21 年 2 月、東京帝国大学法学部に設置された「憲法研究委員会」などの資料も遺されています。

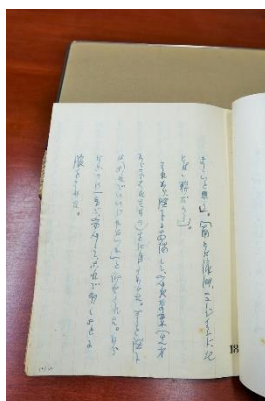
この展示会を機に、一人でも多くの立教大学の学生・教職員の皆さん方が、宮沢俊義と宮沢文庫について、さらなる関心をお持ちいただけましたら、幸いです。

展示（1）『新憲法制定に関する松本烝治先生談話（1947）』

朝日新聞に写真が掲載された資料。宮沢先生が松本烝治氏（幣原内閣の憲法担当国務大臣）から聞いた談話をメモ書きにしたもの。松本文書は、現在、東京大学法学部研究室図書室に所蔵されている。立教所蔵のこれらの資料には、松本文書を補完する意味合いがある。なお、文中、「僕」とか「私」は松本烝治であり、[]の部分は宮沢の言葉である。



「談話」の表紙



新聞記事写真の個所



日本国憲法成立史ファイル

この文書は、日本国憲法制定過程において憲法問題調査委員会（いわゆる松本委員会）の委員長であり、憲法担当の国務大臣（1945年10月～1946年5月）を務めた松本烝治の談話を、松本が公職追放中の昭和22年5月18日に宮沢俊義が松本の自宅に出向いて聴き取ったものを、帰宅後に改めて書き留めた宮沢自筆の筆記記録である。松本烝治の口述筆記としては、これまでも何点か知られていたが、本資料は、従来一般にはあまり知られていなかった、松本が国務大臣を退いた後の、比較的早い時期の口述筆記であり、しかもその要約者である宮沢による、要領を得た談話記録としても大変貴重な資料である。

本談話には、本年5月3日付の朝日新聞で取り上げられた、昭和21年2月21日に幣原喜重郎がマッカーサーを訪問した時に、マッカーサーから「天皇の問題については、自分は諒承しているが、南と北とから、反対がある。天皇を象徴とする憲法を承認するということは、日本の為ののぞましいと思う」と語りかけられたくだりが含まれている。そして、この点に関しては、宮沢が、「南とは豪州、ニュージーランド、北とはソ聯だろう」と注釈をつけているが、幣原は、これを受けて「それから陛下に拝謁して、憲法草案（先方から示されたもの）を御目につけた。すると陛下は「これでいいじゃないか」と仰せられた。自分はこの御一言で、安心してこれで行くことに腹をきめた。」との記述があり、マッカーサー草案の受け入れについては、幣原の内奏と「これでいいじゃないか」との天皇によるお言葉によってその後の方針が決定されたともいえるような内容が含まれている。

また、その他にも、マッカーサー草案の政府での取り扱い方について、松本としては、幣原とマッカーサーとの直接の「談判」によって打開策を探ろうと考えていたが、幣原がこのようなやり方

に消極的であったとして、松本の幣原に対する率直な思いが次のように記されている点も注目に値しよう。曰く、「…僕はもう下っぱに談判してもしようがないから、幣原さんにマカアサアに会ってもうひと押しやってくれと云ったのだが、幣原さんは弱い。もうダメだといって、応じなかった。いったい幣原さんはいろんなときに弱くていかん。」

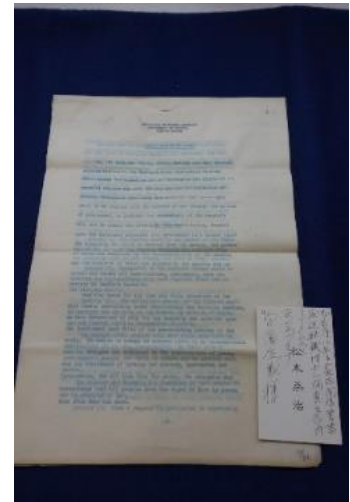
ここには、松本の幣原評というか、松本と幣原との気質の違いがよく表れており、従来あまり知られていなかった、二人の関係性を、生き生きと伝える資料としても、本談話は、貴重である。

(原田一明)

展示（２）『マッカーサー草案（コピー）』 F-9

マッカーサーによる憲法草案 (タイプ印刷コピー)

展示してある松本烝治の名刺の表には、「御手許にある憲法関係書類 渡辺鍊蔵博士に閲覧を御許し下されたく願いあげます 宮沢俊義様」とあり、名刺の裏には、宮沢の筆跡（万年筆）で、「Copy を一つ渡辺博士に渡し、慎重に扱ってくれるよう頼んだ（1953-11-24）」との書き込みがある。



また、展示の英文のタイプ印刷の文書は、マッカーサー草案の写しで、表題には「Constitution of Japan」とあり、東京大学社会科学研究所（社研）の用紙が用いられ、合計で21枚の文書である。なお、この文書には、別途、封筒が存在し、その表には、「社研で作ったコピー マカアサア草案」と宮沢の筆による書き込みがあることから、この英文のマッカーサー草案は、この封筒に入っていたものと思われる。

このF-9-10「Constitution of Japan」には、表紙に「P. M」と書き入れがあり、コピーの表紙には、次のような注意書きがある。

「本コピーの原本は、一九四六年二月十三日連合軍総司令官マッカーサー元帥から日本政府に交付された総司令部側立案にかかる日本憲法改正草案で、当時幣原内閣総理大臣が保有せられたものである。現在は国立国会図書館に保存されている。 (一九五四年六月 入江追記)」

また、このコピーの最終頁には、「五号」と墨書され、そこには、以下のような書き込みも認められる。

「本コピーは、一九四九年五月衆議院議長幣原喜重郎氏より同氏所蔵の原本を借覧し、同氏の許諾を得て、原形のまま写真版（十部作成）としたものの一である。

表紙のP. Mは、Prime Ministerの略の由。なお写真版作成は富士写真フィルムの佐藤貞吉氏の好意によった。 (一九四九年五月 入江俊郎)」

さらに、このF-9ファイルには、写真版のマッカーサー草案も含まれており、表紙には、「二月

十三日提示案]、「松本内務相」とあり、本写真版作成の注意書きとして、以下のような書き込みが加えられている。そこには、松本丞治が所蔵していたマッカーサー草案の原本のコピーであることが記されている。

「 第 2 号

本コピーは、一九四六年二月十三日連合軍司令部マックアーサー元帥から日本政府に交付せられた総司令部立案にかかる日本憲法改正草案で、松本丞治博士の所蔵にかかる原本を、全博士より借用し、原形のまま写真版（十部作製）としたものの一である。

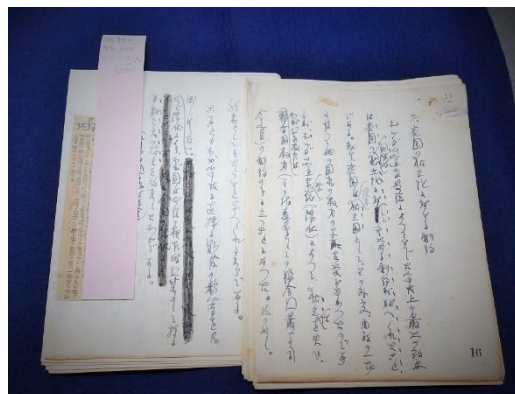
一九五四年 七月 東京大学占領体制研究会

(原田一明)

展示 (3)

NHK の取材を受けた「特別講義ノート」

1945 年 9 月 4 日の昭和天皇の「勅語」に呼応した、
平和国家についての記述が残されている。
「勅語」の新聞切り抜きも貼られている。



ここに展示されている「戦争終結と憲法」と題された、宮沢手書きの講義草稿は、第二次世界大戦終結直後、降伏文書の調印（1945 年 9 月 2 日）の翌日から 3 回にわたって東京帝国大学法学部で行われた憲法補講の講義録である。対象の学生は 1944（昭和 19）年 10 月入学の 1 年生であった。これらの学生の多くは、1945 年 1 月ごろから、勤労動員等に従事し、1945 年 8 月 15 日の敗戦によって大学に戻ってきた学生たちである。聴講学生のなかには、後の東北大学教授で憲法学を講じた小嶋和司や小説家の三島由紀夫（平岡公威）なども含まれていた。

この講義で、宮沢は、まず「はしがき」のなかで、アッツ島の玉砕、学徒出陣、特攻隊の出撃という痛恨事に触れ、わが国が敗戦した今、自分が教壇に立って学生に何を語りかけるべきかを自問する。そして、「科学的精神」、すなわち、「眞実を眞実として承認する冷静な態度」こそが必要だとして、ポツダム宣言の受諾が明治憲法にいかなる影響をあたえたか、「敗戦と憲法」との関係について理論的・体系的な解説が展開されている。

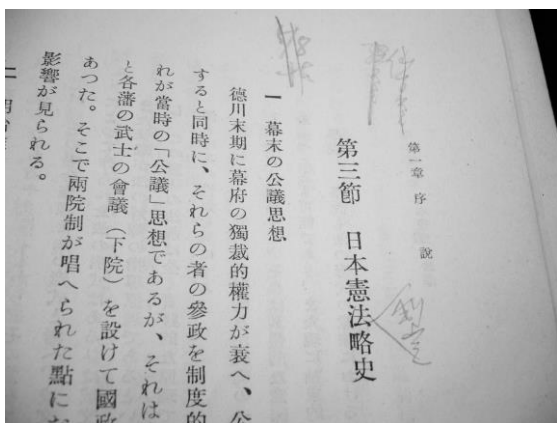
その内容として、まず注目されるのは、ポツダム宣言の受諾によって国体に変更されたか否かに関する戦争終結直後の宮沢の考え方が示されている部分である（「10 ポツダム宣言と国体」参照）。この記述を読むと、当時の宮沢が、ポツダム宣言 12 項に依拠して、戦後日本の政治形態は民意によって選択されるべきで、その民意によっては君主主義をも含めて、多様な選択肢に開かれているとの認識を抱いていたことが了解される。その宮沢が、八月革命説に転じるのは、それから 7 か月余

り後の一九四六年五月のことである。そこでは、ポツダム宣言の受諾が、天皇主権（主義）の失効をもたらすと共に、国民主権（主義）を確立し、これは文字通りの「国体」の変革であって、ポツダム宣言の受諾は、まさに日本にとって法的意味での革命であったと説かれている。すなわち、この間に、宮沢自身の考え方が大きく変化したといえるわけで、それが何に基づいてなされたのか、今後のさらなる検証が必要であろう。

また、この講義では「平和国家の確立」が掲げられ、これからのわが国が平和国家として歩むべきことが明確に説かれている。この点は、やはり見逃すことのできない本講義録の特色である。ここでは、「降伏により、わが国は今後の根本的国策として特に平和主義の確立を約束したわけである。」と述べられ、そのすぐ後に、NHKの番組でも取り上げられた、昭和20年9月4日の臨時議会での天皇の勅語を掲載した東京新聞の切り抜きが添付されている。その勅語では、「朕ハ終戦二伴フ幾多ノ艱苦ヲ克服シ国体ノ精華ヲ發揮シテ信義ヲ世界ニ布キ平和国家ヲ確立シテ人類ノ文化ニ寄与セムコトヲ冀ヒ」と述べられ、天皇の口から「平和国家ノ確立」が言及されたことを伝えている。講義録では、さらに、「武装解除と平和主義」との見出しを付けて、わが国が敗戦した今だからこそ、一方的な武装解除をすることが可能になったとして、5年ほど前には非現実的であると思っていた、B. ラッセルの「徹底的平和主義」に再度言及したうえで、わが国は、「全面的に武装解除を実行した国家としてその範を世界に示し」、真の平和国家を目指すべきことが情熱的に説かれている。宮沢は、その一節を、学生たちに次のように語りかけて、締めくくっている。「戦争に伴ふ『名誉』や『光栄』は捨てらるべきである。『勝利』の『名誉』を得るよりは、一人の飢えた赤[ん]坊に牛乳を確保する方が大切だという風に考へなくてはならぬ。」（原田一明）

展示（4）宮沢俊義『憲法講義案』（1934年～1941年）

法学部教授 神橋 一彦



現在の大学での授業は、教科書のほか、レジュメ、パワーポイントなど懇切丁寧な補助手段を使用して行われているが、戦前はもちろん、戦後のある時期までの法学部の授業（講義科目）の多くは、教授の口述が主で、補助となるのはせいぜい簡単な板書ぐらいであった。つまり、学生は教室でもっぱら教授の説明を聴きとり、それを筆記したのである。そしてその分量は1科目で大学ノート数冊に及ぶこともあった。他方そのような中であって、学生の筆記の労を省くため、教授が講義の内容

をまとめた講義案（簡単な教科書）作製し、学内でのみ頒布する例もあった。そしてそのような講

義案の中には、その後、累次の改訂や補正を経て、体系的な概説書として公刊されたものも少なくない。

1934年（昭和9年）以降、東京帝国大学法学部において憲法の講義を担当した宮沢俊義は、初年度にあたる1934年、自らの講義の補助のため『憲法講義案』を作製し、受講学生に頒布した（当初、5分冊）。その後、この講義案は、1935年、1936年、1938年、1941年に改訂がなされ、1942年に公刊された『憲法略説』（岩波書店）に至ることになる。

今回展示されている『憲法講義案』は、1940年（昭和15年）度と1941年（昭和16年）度に宮沢自らが教壇で使用したもので、若干の補正の書き込みのほか、講義を担当した東京帝国大学法学部、同経済学部、さらには非常勤講師として出講した東北帝国大学法文学部における講義の日付が書き込まれている。

この『憲法講義案』が作製、使用された時期は、天皇機関説事件（1935年）や戦争の拡大など、宮沢自身の学問的環境が厳しさを増した時期である。すなわちそれは、宮沢憲法学の形成の過程とともに、戦前の憲法や政治をめぐる緊張した状況を今に伝えるものである。



参考文献

1. 原田一明「(資料) 宮沢俊義文庫 (1) : 「戦争終結と憲法」(昭和20年9月東大補講ノート) 立教法学 92号 2015 pp.150-170
2. 原田一明「解題 敗戦直後の宮沢憲法補講と八月革命説」 立教法学 92号 2015 pp.171-190
3. 原田一明「新憲法制定に関する松本烝治先生談話(1947)」立教法学 94号 2016 pp.92-97
4. 原田一明「解題 松本烝治談話について」立教法学 94号 2016 pp.81-91
5. 『宮沢俊義文庫目録』 立教大学図書館 1988 等

宮沢俊義 略歴

1899 (明治 32) 年 3 月 6 日	長野県長野市出生
1917 (大正 6) 年 3 月	東京府立第四中学校 (現東京都立戸山高校) 卒業
1920 (大正 9) 年 7 月	第一高等学校一部甲類 (英法科) 卒業
同年 9 月	東京帝国大学法学部政治学科入学
1923 (大正 12) 年 3 月	東京帝国大学法学部政治学科卒業
同年 5 月	東京帝国大学助手 (法学部)
1925 (大正 14) 年 4 月	東京帝国大学助教授 (法学部) 26 歳
1930 (昭和 5) 年 1 月 29 日~1932 (昭和 7) 年 4 月 25 日まで	留学 (フランス、ドイツ、アメリカ)
1934 (昭和 9) 年 1 月	東京帝国大学教授 (法学部) 35 歳
1946 (昭和 21) 年 6 月	貴族院議員 47 歳
1949 (昭和 24) 年 10 月	日本学士院会員 50 歳
1951 (昭和 26) 年 4 月	東京大学法学部長 52 歳
1959 (昭和 34) 年 3 月	東京大学を定年退職 60 歳
同年 4 月	立教大学法学部教授 (法学部長)
1965 (昭和 40) 年 6 月	プロ野球コミッショナー委員会委員長 66 歳
1969 (昭和 44) 年 3 月	立教大学定年退職 70 歳
同年 4 月 29 日	勲一等瑞宝章
同年 11 月 3 日	文化功労者
1976 (昭和 51) 年 9 月 4 日	逝去 従二位、勲一等旭日大綬章 77 歳

大学卒業後、美濃部達吉の下で憲法を専攻。当時は、上杉・美濃部対立の時代であったので、研究生生活のスタートを切ったときは野村淳治教授の国法学の助手という資格であった。